

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成 26 年度第 2 回高松市子ども・子育て支援会議部会
開催日時	平成 26 年 8 月 6 日(水) 14 時 00 分～16 時 00 分
開催場所	高松市役所 3 階 32 会議室
議 題	供給体制の確保方策（教育・保育事業等）について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	加野会長、大芝委員、田中委員、樽谷委員、永澤委員、三木委員 計 6 人
傍 聴 者	13 人 (定員 12 人)
担当課および連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

(1) 供給体制の確保方策（教育・保育事業等）について

供給体制の確保方策（教育・保育事業等）について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(委員)

資料 1 の 1 ～ 9 ページに記載されている確保方策について、定員を超えて受け入れをしている施設についても、定員数で数値を出しているのか。

(事務局)

国から、待機児童を出来るだけ少なくするために、最低基準を守り、人の確保が出来た上で面積的にも余裕がある場合において定員の 100 パーセントを超えて受入れしても構わないという通知があり、このような弾力運用を高松市でも行っている。しかし、4 月当初から 2 年続けて 120 パーセントを超える弾力運用をしている施設は、定員の見直しを求められる。

一方、利用定員というのは、今回子ども・子育て支援法で新たに定義付けされたものであり、供給量に対してどれだけの確保をするのかというのが、利用定員となっている。利用定員を定めた上で、施設型給付を受けるための確認を受けることとなっており、新制度に移行したら、幼稚園・保育所共にこの基準に沿うこととなる。これに入らないのが、確認を受けない私立幼稚園として残る施設である。

計画に掲載する数値については、国から、弾力運用分は除くよう示されている。ただし、今現在定員の 100 パーセントを超えて受け入れている施設の受け入れ人数をいきなり下げたり、定員数を単純に上げたりするのは、いろいろな運営上の問題や、待機児童の増加などの問題が生じる。従って、本市としては、現在受け入れている定員を見直すこととして、計画を立てている。過剰整備にならないよう、国の基準では、中間年である平成 29 年度に見直しをすることを義務付けているが、高松市では、毎年の待機児童の状況を踏まえて、支援会議及び部会により協議させていただき、随時見直していきたいと考えている。

審議経過および審議結果

(委員)

資料1の10ページ記載事項について、「時間外保育事業（延長保育事業）」の説明文には、「保育所において、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業」とあり、「一時預かり事業（幼稚園実施）」の説明文には「幼稚園において、通常の利用時間を超えて教育活動を実施する事業」とある。一時預かり事業の説明において、「教育活動」としたのは何か意味はあるのか。

(事務局)

現在、保育所・幼稚園共に教育・保育を実施しており、新制度実施後も変わらない。説明について、幼稚園であることが分かりやすくするためにこのような表記になっている。

(会長)

計画では、平成28年度、29年度に施設の創設・増築等を行うこととなっているが、供給過剰にならないように毎年見直していく中で、場合によっては、創設・増築数が少なくなることもありえるということか。

(事務局)

毎年、需要・供給の状況を鑑み、その量によって、創設等の見直しは当然ありえる。供給過剰にならないよう十分注意しながら進めたいと考えている。

(委員)

5年間の計画として立てているが、高松市としては、5年間のうち待機児童数は何年をピークと考えているのか。また、例えば都心地区では平成28年度に増築が1か所、平成29年度に創設・増築が1か所ずつ、計2か所となっているが、ピークが過ぎたあとの創設・増築した施設の空き状況なども計算に入れているのか。

(事務局)

まず、待機児童数について、国では、平成29年度をピークと考えている。本市でも、平成29年度をピークと考え、その年度までに待機児童をゼロにするように計画を立てている。放課後児童クラブ事業に関しては、平成31年度までに待機児童をゼロとするよう計画を立てているが、教育・保育については、平成29年度までにゼロにする計画を立てるよう国から示されている。そのため、計画には多少、無理な点も出ていることから、毎年待機児童の動向等を見極め、見直しを行いたいと思っている。

(会長)

待機児童について、将来的には未知数の部分がある。ピークを過ぎて供給過剰になれば、事業者の方がお困りになる点を委員の方は懸念されているのだと思う。

(委員)

資料1の10ページに記載されている「一時預かり事業」について、「市内の私立幼稚園25園全てで一時預かり事業を実施していることから、今後は人の確保等により、さらなる供給体制の確保に努める。」と記載されている。

私立幼稚園では、昨年くらいから職員の確保に非常に苦勞している。認定こども園に移行した場合、保育士の確保も必要になる。給与等の問題もあり、人材の確保に悩んでいるところであるので、人の確保のために市として、どのような対策を講じてくれるのか教えていただきたい。現在、一時預かり事業は、通常の保育を実施しながら、当番制で行っているところが大半である。新制度では、保育の質の確保も謳っているのですが、これまでのやり方では大変だと思う。

審議経過および審議結果

(事務局)

この計画は秋頃に県を通じて国に提出する予定である。量の見込みの説明の際にお話ししたとおり、見込みの数は記載の数ほど増えないのではないかと思うが、それに対する受入れの確保策は考えなければならない。この事業は在園児対象なので、新たな施設整備等は生まれないことから、人材の確保により受入数を増やすとしている。今後の人材確保等について、新制度施行後、この事業は正式な認可事業として給付対象になる。補助メニューがまだ国から示されていないが、示された補助メニューを見た上で、人件費にどれくらい割けるのか検討することとなる。また、人材の確保は保育所でも問題となっているが、市では、財政的にもなかなか根本的な対策はとりづらい部分があるので、要望をお聞かせいただいて、市として出来ることを検討してまいりたい。

(委員)

保育士の確保について、県主催で、事業者と就職希望の方の面談をセッティングするような事業があるようだが、幼稚園の方には、そのような事業はない。人の確保策について、ぜひ考えていただきたい。

(事務局)

県の事業は待機児童対策の一環として始まったものである。同じような事業が実施出来るかどうかは難しい所があるが、これから、市としてどのような取組が出来るかどうか研究したいと思う。

(委員)

認定こども園に移行するかどうか迷いがある施設が何か所かあり、その理由として、メリットが見えない、施設整備の補助メニューが国からまだ示されていない等があるが、説得するにあたって何か方法を考えているのか。

(事務局)

新制度及び認定こども園への移行について、市から強制はできない。だが、現在認定こども園への移行促進のための助成制度が国で考えられている。国から内容が示されたら、市として助成できるように考えていきたい。

(委員)

待機児童解消のため、増設・創設が確保方策として挙げられているが、どちらも費用がかかるものなので、出来るだけ既存施設の移行による確保が望ましいと思う。

(会長)

高松市でもいくつか移行への希望があるようだが、まだ確定していない状況のようである。事業者の方も様々な観点からメリット・デメリットを考えて判断すると思うので、移行を後押しするような制度があれば、自然に移っていくのではないか。

(委員)

この前に行った移行についてのアンケート調査について、事業者は、弾力運用後の人数ではなく、施設の定員数を答えたと思う。確保方策について、平成30年度・31年度は、供給過多になり施設が余ってしまう可能性があるということだが、定員数が増えれば、増築・創設は見直されることはあるのか。

(事務局)

移行のアンケート調査について、現在、施設毎に定員を定めているが、今回のアンケート調査では、1号・2号・3号（3号については0歳と1・2歳と分ける）の認定区分ごとに定員を定めるとして、定員数を記入していただいた。一方、今回の確保方策の数値は、アンケート調査で出していただいた定員数ではなく、弾力運用も含めた定員の見直し後の数値になっているので、実際の状況を反映した数値になっていると考えている。

審議経過および審議結果

この先、既存施設が移行することになれば、それが最優先であるので、毎年の状況に応じて、過剰整備にならないよう、計画を見直したいと考えている。

(会長)

確保方策について、毎年見直すということなので不確定要素もあるが、この計画を次回の支援会議でお示ししていただくということによろしいか。

(委員)

異論なし

(会長)

それでは、そのようにさせていただくということによろしくお願ひしたい。

(2) その他

利用者負担について、事務局から報告があり、委員から次のとおり意見があった。

(委員)

私立幼稚園の利用者負担案について、国の基準より随分低くなっており、非常に感謝している。公定価格は決まっているので、事業者が施設型給付を多くもらえると理解してよろしいか。

(事務局)

公定価格というのは、利用者負担と施設型給付を合わせた運営費ということになるが、国・県・市が負担する施設型給付の額は決まっている。残りを利用者負担で埋めるような仕組みになっているが、その利用者負担が低くなったということは、低くなった差額分は市が単独で負担することになる。施設型給付が増えるという訳ではないという認識で理解していただきたい。

(委員)

利用者負担額が低くなったので、私学助成のままで継続する幼稚園や、公立幼稚園の保護者にとっては、ショックだったと思う。今後、1号認定の子どもが私立幼稚園に流れる可能性が高いのではないかと思うが、市としてはどのように考えているのか。利用者負担が低く設定されたことについて、私立幼稚園を新制度に移行させるための政策的意図があるのかお聞きしたい。

(事務局)

そのような意図は全くない。今回の利用者負担について、公私の幼稚園、幼保間のバランスを考え、公平感を持つということで考えさせていただいた。全国の私立幼稚園連合会からも、公立幼稚園の利用料が安く公費負担が著しく高いことについて問題提議がされている。また、国の子ども・子育て会議においても、公私間で同様の負担にするように意見が出されている。本市における公立の幼稚園・保育所に通う児童数は、約1万5300人となっているが、このうち公立幼稚園以外の児童数は約1万3100人と、7分の6程度になっている。このような7分の6の利用者からみると、不公平感があり公立幼稚園だけに公費が多く入る事について理解を得ることが難しいと考えている。所得の低い家庭の子どもにも就学機会を提供するという公立幼稚園の役割については、今回、応能負担とすることで、非課税世帯への負担が少なくなることで対応できると思う。

9月の議会の条例案の中には、今回示した細かい利用者負担の表までは入らない。決定するのは年度末になるが、利用者が最も気になるころだと思うので、今回説明させていただいた。公立幼稚園の保護者に対しても丁寧な説明を心掛けたいと思う。

審議経過および審議結果

(会長)

価格については、保護者にとって負担が少なくなるということが最も重要だと思うので、施設型給付も保護者に還元されるように考えるべきだと思う。公立と私立の関係が以前と随分変わってくると思うので、これから高松市立の幼稚園をどのように運営していくかが課題になってくると思う。

(委員)

保育所の利用料を据え置きして頂いて感謝している。新たに決められた利用者負担の保育料のほかに、実費徴収と上乗せ徴収があることを保護者に対し説明して欲しい。

(事務局)

今現在、公立保育所の保育料も実費徴収を含めた額で公表はしていない。だが、各施設で入所案内の折にはお知らせしている。上乗せ徴収については、保護者に説明し、書面による承諾が必要とされている。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上